

【新設】（特別償却の対象となる建物の附属設備）

45 の 2-5 措置法第 45 条の 2 第 3 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等（同項に規定する「取得等」をいう。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本措置は、構想適合病院用建物等に該当する病院用又は診療所用の建物のほかその建物の附属設備も特別償却の対象としているが（措法 45 の 2 ③）、建物附属設備の取得等は、通常、建物の取得等と同時に行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないこと等から、建物附属設備については、その建物本体と同時に取得等をする場合に限って本制度の対象とすることとなる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 2 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連措通 68 の 29-5）を定めている。